

マリオカート事件控訴審中間判決

知財高裁令和元年5月30日中間判決(平成30年(ネ)第10081号不正競争行為差止等請求控訴事件、平成30年(ネ)第10091号著作権侵害差止請求権不存在確認請求反訴事件)

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 控訴審における審理の対象

1 原告の原審における請求

本件は、ゲームソフト「マリオカートシリーズ」を開発販売する原告が、「MariCar」等の屋号で公道を走行可能なカートのレンタル事業を行っていた被告会社に対し、以下の(1)ないし(6)の請求を行うとともに、被告会社代表者に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償請求を行った事案である。

(1) 原告文字表示を商品等表示とする不競法2条1項1号又は2号に基づく被告標章第1の使用差止及び抹消、並びに被告会社の商号登記の抹消登記手続の請求（以下「不競法①の請求」という。）

原告文字表示：「マリオカート」及び「マリカー」

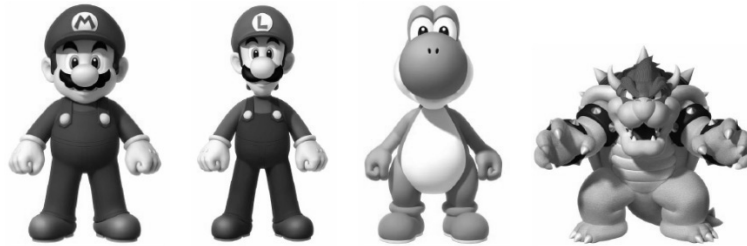
被告標章第1：1「マリカー」、2「MariCar」、3「MARICAR」及び4「maricar」

差止対象行為：営業上の施設及び活動における被告標章第1の使用

抹消請求対象：店舗その他の営業上の施設、広告宣伝物及び自動車、自転車、軽車両その他の営業表示物件からの抹消、並びに被告会社の商号登記の抹消登記手続

(2) 原告表現物の著作権に基づく原告表現物の複製または翻案及び複製物又は翻案物の自動公衆送信又は送信可能化の差止並びに複製物及び翻案物の抹消の請求（以下「著作権①の請求」という。）

原告表現物：「マリオ」「ルイージ」「ヨッシー」及び「クッパ」のイラスト



差止対象行為：原告表現物の複製又は翻案

被告会社が運営しているウェブサイトや動画共有サービスにおける原告表現物の複製物又は翻案物の自動公衆送信又は送信可能化¹

抹消請求対象：本件各写真のウェブサイトからの削除及び写真データの廃棄

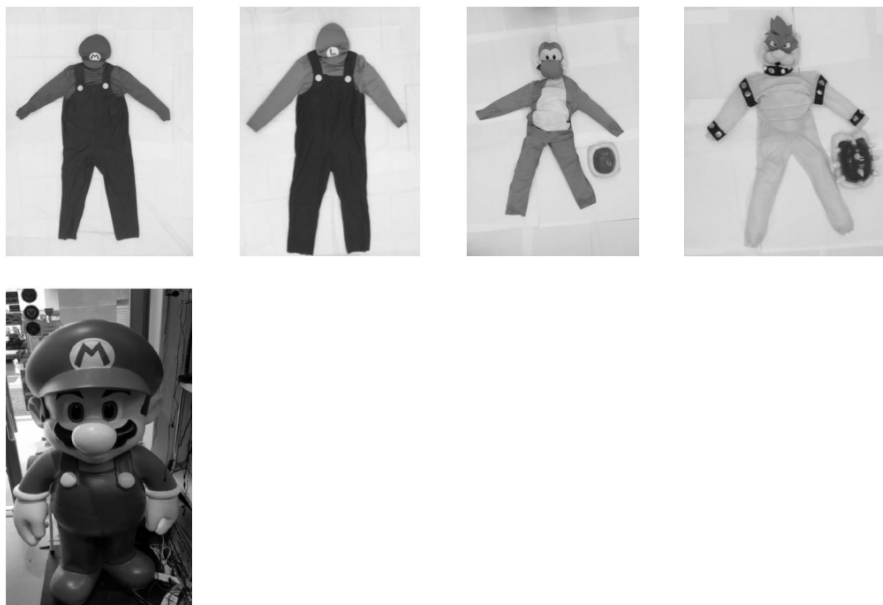
本件各動画のウェブサイトからの削除及び動画データの廃棄

(3) 原告表現物又は原告立体像を商品等表示とする不競法2条1項1号又は2号に基づく被告標章第2の使用差止及び抹消の請求（以下「不競法②の請求」という。）

原告表現物：(2)と同じ

原告立体像：「マリオ」シリーズのキャラクターである原告表現物を三次元のコスチュームに立体的に具体化したもの

被告標章第2：「マリオ」「ルイージ」「ヨッシー」及び「クッパ」のコスチューム及び被告店舗入口に設置されたマリオの人形（「本件マリオ人形」）



1 被告会社は、原告表現物の特徴を備えたコスチュームを着用した人物が写っている写真（以下「本件各写真」という。）及び動画（以下「本件各動画」）を作成し（以下「本件制作行為」という。）、インターネット上のサイトへアップロードする行為（以下「本件掲載行為」という。）が原告の著作権を侵害するとしているが、原告の請求の趣旨における差止の対象は、本件制作行為や本件掲載行為といった被告会社の具体的行為ではなく、抽象的な原告表現物の複製・翻案等とされている。